

医政研発 0314 第 1 号

平成 28 年 3 月 14 日

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局研究開発振興課長
(公印省略)

伊勢志摩サミット等開催に伴う医療機関におけるサイバーセキュリティ対策等
について

医療分野の情報化につきましては、平素より多大な御理解、御尽力を賜り、
厚く御礼申し上げます。

今般、伊勢志摩サミットが 5 月 26 日及び 27 日に開催されること等に伴い、
別添のとおり、警察庁警備局長から警備協力の要請がありました。

つきましては、伊勢志摩サミット及び関係閣僚会合開催中における医療機関
のサイバーセキュリティ対策の強化等について、下記のとおり、管内関係機関
に対し周知・徹底を図られますようお願いいたします。

記

1. 「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン 第 4.2 版」(平成 25
年 10 月 厚生労働省) *1 に基づき、主に以下の点から、サイバー攻撃発生時
に遅滞なく対応できるよう情報セキュリティ確保について改めて点検を行う
とともに、必要に応じて技術的安全対策等を実施すること。

①利用者の識別及び認証

情報システムへのアクセスを正当な利用者のみ限定するために、情報
システムは利用者の識別と認証を行う機能を持つ必要がある。

②情報の区分管理とアクセス制限の管理

情報システムの利用に際しては、情報の種別、重要性と利用形態に応じ
て情報の区分管理を行い、その情報区分ごと、組織における利用者や利用
者グループ（業務単位等）ごとに利用権限を規定する必要がある。

③アクセスの記録

個人情報を含む資源については、全てのアクセスの記録(アクセスログ)
を収集し、定期的にその内容をチェックして不正利用がないことを確認す

る必要がある。

④不正ソフトウェア対策

不正ソフトウェアのスキラン用ソフトウェアの導入及びパターンファイルの最新のものへの更新、オペレーティング・システム等でセキュリティ・ホールが報告されているものについての対応版（セキュリティ・パッチと呼ばれるもの）への更新が必要である。

⑤ネットワーク上からの不正アクセス対策

コンピュータウイルスや不正アクセスを目的とするソフトウェア等の攻撃から情報システムを保護等するための対策が必要である。

2. サイバー攻撃への対応として、別添の「サイバー攻撃対応力向上の手引き（第3版）」（平成27年1月20日セプターカウンシルサイバー攻撃対応力向上WG（第3版改訂情報共有WG）^{※2}や独立行政法人情報処理推進機構（IPA）において公表されている対策「標的型攻撃メールの例と見分け方」^{※3}についても参考にされたい。

3. 医療機器における対策については、「医療機器におけるサイバーセキュリティの確保について」（平成27年4月28日 薬食機参発0428 第1号 薬食安発0428 第1号 厚生労働省大臣官房参事官（医療機器・再生医療等製品審査管理担当） 厚生労働省医薬食品局安全対策課長 通知）^{※4}を参考にされたい。

※1：「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」

特に「6.2 医療機関における情報セキュリティマネジメントシステム（ISMS）の実践」「6.5 技術的安全対策」「6.9 情報及び情報端末の持ち出しについて」「6.11 外部と個人情報を含む医療情報を交換する場合の安全管理」を参照されたい。

<http://www.mhlw.go.jp/stf/shingi/0000026088.html>

※2：「サイバー攻撃対応力向上の手引き」

セプターカウンシル（電気、金融、医療等の重要インフラ分野の代表で構成される協議会）において、各重要インフラ事業者等におけるサイバー攻撃に係る対応力の向上に資することを目的に作成されたもの。

※3：「標的型攻撃メールの例と見分け方」

<http://www.ipa.go.jp/security/technicalwatch/20150109.html>

※4 : 「医療機器におけるサイバーセキュリティの確保について」

<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-1121000-Iyakushokuhinkyoku-Soumuka/0000090664.pdf>



写

警察庁丙備発第19号
平成28年2月1日

厚生労働省大臣官房長 殿

警察庁警備局長

伊勢志摩サミット等開催に伴う警備協力について（要請）

貴台におかれましては、平素から警察運営に際して御理解と御協力を賜り、深く感謝申し上げます。

伊勢志摩サミット等につきましては、首脳会議が5月26日及び27日に三重県志摩市賢島において開催されます。また、関係閣僚会合につきましては、外務大臣会合が4月10日及び11日に広島市において、農業大臣会合が4月23日及び24日に新潟市において、情報通信大臣会合が4月29日及び30日に高松市において、エネルギー大臣会合が5月1日及び2日に北九州市において、教育大臣会合が5月14日及び15日に倉敷市において、環境大臣会合が5月15日及び16日に富山市において、科学技術大臣会合が5月15日から17日までの間つくば市において、財務大臣・中央銀行総裁会議が5月20日及び21日に仙台市において、保健大臣会合が9月11日及び12日に神戸市において、交通大臣会合が9月24日及び25日に軽井沢町において、それぞれ開催されます。

伊勢志摩サミット等の開催をめぐっては、我が国に対する国際テロの脅威が現実のものとなっているほか、サイバー攻撃やドローン等小型無人機を使用したテロ等への対応が重要な課題となっていることに加え、極左暴力集団や右翼による「テロ、ゲリラ」事件等の発生を未然に防止するために万全の対策を講じる必要があります。

さらに、昨年11月にフランス・パリにおいて発生した同時多発テロ事件では、スタジアムや劇場等が標的となって多数の犠牲者等が発生したところであり、いわゆる「ソフトターゲット」への対策の重要性が改めて認識されております。

警察では、伊勢志摩サミット等参加国首脳等の身の絶対安全と諸行事の円滑な遂行を確保し、我が国におけるテロ等の未然防止を図るため、全国警察の総力を挙げて各種対策を推進しております。

貴台におかれましても、本警備の重要性を御勘案の上、次の事項につきまして指導を強化されるなど適切な措置を講じられますようお願いいたします。

厚生労働省に対する要請事項

○ 各省庁共通要請事項

- 1 自主警備体制の強化
- 2 連絡体制の確立
- 3 首脳会議・関係閣僚会合（以下「サミット等」という。）関連情報及び不審者等情報の警察への通報連絡の徹底
- 4 サミット等開催場所周辺における大規模行事、公共工事、業務用車両利用及びドローン等小型無人機の使用の自粛
- 5 業務用車両、身分証明書、制服等の管理及び盗難・紛失時の警察への連絡の徹底
- 6 関係機関に対する交通規制内容の周知及びサミット等開催地における交通総量抑制に向けた指導
- 7 サイバーセキュリティ対策の強化

○ 個別要請事項

- 1 サミット等開催地における救急医療体制の確立
- 2 NBCテロ対策に係る警察との連携の強化
- 3 爆発物の原料となり得る化学物質の販売事業者に対する管理強化の指導
- 4 病院、研究所等に対する毒劇物、生物剤等の管理強化の指導
- 5 研究所等における特定病原体等の管理強化
- 6 旅館、ホテル等に対する食中毒防止を始めとする衛生管理徹底の指導
- 7 旅館、ホテル等に対する宿泊者名簿及び日本国内に住所を有しない外国人宿泊者の旅券の写しの保存の徹底の指導
- 8 警察部隊に対する医療支援
- 9 ドクターヘリ管理者等に対する管理強化の指導
- 10 サミット等開催場所周辺における緊急走行時の110番通報
- 11 重要インフラ事業者等に対する自主警備体制及びサイバーセキュリティ対策の強化の指導
- 12 飲食店、ホテル、劇場等のソフトターゲットに対する警戒強化の指導
- 13 保健大臣会合における自主警備体制の強化と会合運営受託業者に対する適切な指導